

平成 3 0 年

行財政改革特別委員会会議録

と き 平成30年12月12日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会行財政改革特別委員会

日 時 平成30年12月12日（水） 午前10時00分～午前11時42分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員	委員長	中塚 亮 君	副委員長	大沢 真一 君
	委員	渡部 茂 君	委員	横山 由香理 君
	委員	高橋 伸明 君	委員	若林 ひろき 君
	委員	この 孝子 君	委員	新妻 さえ子 君
	委員	安藤 たい作 君	委員	木村 けんご 君
	委員	松永 よしひろ 君	委員	須貝 行宏 君

欠席委員 委員 石田 ちひろ 君

出席説明員	中山 企画部長	柏原参事(企画調整課長事務取扱)
	品川 財政課長	山本 情報推進課長
	榎本 総務部長	米田参事(総務課長事務取扱)
	立木 経理課長	齋藤 会計管理者

○午前10時00分開会

○中塚委員長

ただいまから、行財政改革特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、特定事件調査およびその他を予定しております。

なお、本日の特定事件調査の調査項目に関連することから、会計管理者および情報推進課長にご同席いただいておりますので、ご案内申し上げます。

また、石田ちひろ委員より、本日の委員会に欠席の旨、届け出がありましたので、お知らせいたします。

本日もよろしく願いいたします。

1 特定事件調査

○中塚委員長

それでは、予定表1の特定事件調査を議題に供します。

まず、本日の調査事項についてご案内いたします。

本日の調査事項は、新公会計制度に関するもののうち、財務諸表等の活用と、ICTなどの活用に関するもののうち、区民サービスの電子化について取り上げますので、皆様、よろしく願いいたします。

次に、進め方でございます。まず、新公会計制度に関するもののうち、財務諸表等の活用については、新公会計制度により作成される財務諸表等の各種指標について、他自治体の事例も参考に説明いただいた上で、適切な資金管理やセグメント分析など、財務諸表等の有効的な活用方法について調査研究していきたいと考えております。

次に、ICTなどの活用に関するもののうち、区民サービスの電子化については、前回視察した渋谷区の取り組み事例も踏まえつつ、区民サービスの電子化を図ることによる区民の利便性向上の観点から議論を行っていきたいと考えております。

(1) 新公会計制度に関すること

○中塚委員長

それでは、改めまして、新公会計制度に関するもののうち、財務諸表等の活用についてを議題に供します。

本件について、理事者よりご説明をお願いいたします。

○齋藤会計管理者

おはようございます。それでは、お配りいたしました新公会計制度導入による効果等という資料に沿って、おおむね40分間ほどご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、新公会計制度導入の趣旨でございます。1行目に書いてありますが、官庁会計ではフルコストやストック情報がわからないといったことについて、簡単に触れさせていただきたいと思っております。

官庁会計という四角囲みの中に、単式簿記・現金主義ということで書いてありますけれども、今までの予算書、例えば総務費の総務管理費には、一般管理費という科目があります。この中には様々な事業が全て合算されております。その合算されている事業について、毎年度収入、支出、それを差し引きした収支というものが決算書の中に載っております。これ自体は、お金のやりとりが現金のやりとりで記

録をいたしますので、今企業会計で使われているキャッシュ・フローに近い形ですが、少し見えなくなっていくものになっています。

具体的に申しますと、民間企業では1つの取引を行うと、仮に借りた貸方で両面で分離をいたしまして、それぞれ資産、負債、純資産といった3つのグループに分けます。これを勘定科目と言っている科目に分けるため仕分けをしていくという仕組みになっておりますが、区では現時点でやっておりませんので、区の財務諸表というのは、あくまで決算統計を積み上げたものの一定の推計でありまして、現状の取引の実態、経営の実態を、正確に反映していないものとなっております。

また、右側の財産管理というところに書いてあります、現状では公有財産台帳、道路台帳など、さまざまな台帳を個別につくってありますが、例えば車を100万円で買ったとして、10年後に廃車しても、100万円の価値のまま、廃車するまで100万円の価値があるということで、減価償却の観念を入れておりません。また、道路台帳であれば、道路の始まりと終わり、始点・終点と幅員が書いてありまして、その道路の価額、あるいは道路のアスファルトの価額といったものを表現しておりませんので、そういった意味でいうと、フルコスト・ストック情報は民間の企業会計に比べて、実態を正確に反映していないということでございます。

2番の新公会計制度で作成する財務諸表と書いておりますが、ここでは貸借対照表といわれるものと民間では損益計算書といわれているものを行政コスト計算書と言いかえまして、作成してまいります。よくバランスシートといいますが、両方の均衡がとれているバランスという意味ではなく、残高証明という意味でございます。

それでは、1枚お開きいただきまして、財務諸表の貸借対照表と、右側には行政コスト計算書というものがあります。貸借対照表は、毎年度の3月31日現在の区の資産と負債というものを記録いたします。主な項目につきまして簡単にお話させていただきますと、資産は文字どおり、価値のあるもの。プラスもあれば、マイナスもあります。流動資産は1年以内に現金化できるもの、あるいは1年以内に返済しなければいけないものをいい、固定資産と申しますのは、1年以上かかって現金化するであろうといったもの、あるいは1年以上かけて返還するものを意味いたします。

資産の部における流動資産の各科目ですが、現金、収入未済、これはご案内のとおりでありまして、不納欠損引当金は、税、国保、その他もろもろの区が徴収しなければいけないもののうち、不納欠損となる可能性があるもの。基金積立金は基金、短期貸付金、貸倒引当金は、区が貸し付けているものうち、回収がままならないもの。なお、資料にある数字は、あくまでモデルということでご理解ください。

行政財産は、もちろん学校その他、行政目的のために使用している財産をいい、普通財産は行政目的を外れて、一般の民間の企業が持つと同様に、貸し付けたり売り払うことができる財産を指します。重要物品、区の場合は100万円以上を超える動産を指します。インフラ資産は道路、公園など、売ることはできないけれども、区として行政目的に従って保有しているものをいいます。

建設仮勘定と申しますのは、例えば今でいうと、芳水小学校ですとか、後地小学校とか、建設中の建物を指しております。建設仮勘定には、建物の価値に加えて、解体費のようなものも加わって入っております。建設後、実際の行政財産になったもの、あるいは解体費用、設計費など費用として行政コスト計算書に入れるもの、これが一体となっております。有価証券及出資金、長期貸付金は、文字どおりでございます。

右側に行きまして、負債の部における流動負債の各科目ですが、還付未済金、本来であれば還付しなければならないのに還付がままならないもので、1年以内に還付しなければならないもの。特別区債は、

流動負債だと1年以内に返還しなければならないもので、固定負債だと逆に1年以上を越えて返済の義務があるものをいいます。

一番下に正味財産の部と書いております。ここは企業であれば純資産といいまして、中身は資本だったり、繰入金、あるいは利益剰余金、自己株式といった、資産から負債を差引いてプラスになる財産をいいます。では、どういったもので構成されているかですが、区の場合は資本獲得ということはありませんので、ここは後ほどご説明申し上げますが、今まで積み上がってきた区が保有する財産、固定資産等の増減といったものをお示しすることになっております。

右側が行政コスト計算書です。どういった収入があって、どういった費用で出ていったか、金融収支は、金融資産、金融費用といったものが、行政収支は、1年間でどれだけ収支として区に残ったかを示すものです。民間でいえば、一番上の行政収入に当たるものが売上金になります。売上原価、いわゆる材料費、その次に人件費その他もろもろの固定費のようなものがあって、営業利益、本業でもうけた利益がある。その次に、金融その他の本業以外での収支があって、経常収支、そして税引前利益、税金を払った後の純利益とありますが、区の場合は利益を求めるということではありませんので、あくまで行政コスト計算書は、コスト情報を得るためにつくります。

例えば、先ほどの繰返しになりますが、1億円を区の普通決済口座から引き出して、それを学校の建設費に回して、学校ができたということになりますと、先ほど申し上げた貸借対照表上、固定資産の行政財産に1億円が計上されます。1億円がもし区の職員の給料だと、右側の行政コスト計算書における行政費用の給与関係費に、この1億円が計上されます。

このように、お金の流れを両面で記録するというので、フルコストと行政コストといったものが見えてくるという仕組みになっております。

少し貸借対照表の歴史というものを勉強してきたので、お話させてもらおうと、ちょうど1400年代、1500年代、レオナルド・ダ・ヴィンチが活躍したイタリアのときに、かなり進化したようで、船に乗って東インドのほうに出かけていってもうけるときに、どうやって自分が出資して、どうやって利益配当を得るかということで作ったように、得たお金を右側に資産を左側にとということで、記録がされていきます。

当時は四則の計算といいまして、割り算・掛け算・足し算というのは、公証人といわれている会計士や弁護士のような特別な人でないと、なかなかやり切れなかったのとローマ数字を使っていて、100とかだったらわかりやすいのですけれども、333とか、すごい桁数のものになってしまっていて、誰々さんからもらったお金で船を買って、人を雇って、こう書いていかないと、なかなかわからなかったということもあって、進化してきている。

日本でも、江戸の昔は伊勢商人、近江商人といった人たちが縦書きで、ゼロという数字はなかったようなのですけれども、貸借対照表に似たものをつくってきた。明治のころの小学校の教科書には、複式簿記という記載があったようで、その当時、複式簿記というものを理解して、商いというのはかなり行われていた。

区の場合は、今までは物を買う、例えば車を買おうと、備品購入費というところで100万円で予算を切るのですけれども、これからは備品購入費から勘定科目のほうに移って、車両運搬費という勘定科目に100万円を書く。100万円のものを買おうと、その車が4年、5年、6年で減価償却するというルールがありますので、固定資産台帳から5年がたって1円になるように、毎年毎年、100万円のものであれば25万円ずつ価値が下がっていくという形で、システム上、設計をされている。

ほぼ8割9割は、自動設定としていますが、先ほど申し上げたとおり、例えば学校を建てる工事請負費ということがありまして、請負費の中には解体費もあれば設計費もあって、あるいは建設した建物になるそのもののお金もありますので、費用に当たるもの、あるいは資産に当たるもの、これは自分で手作業で分けなければいけませんけれども、そういった手間はありますが、そういった形で今、職員が一生懸命、財務会計諸表をつくるためのシステムを使って、新公会計の運用をしているところであります。

1枚おめくりいただきまして、正味財産変動計算書です。これは、年の初め、4月1日に幾ら、正味財産として差っ引いて残っていたか、これが国庫支出金等のお金をもらって、どのような形で資産に形を変えていったかというのを見せるものであります。この合計額が、正味財産の部合計と合うという形であります。

ここでの一番のポイントと申しますのは、それぞれの事務事業の中で資産に変えたもの、国のお金を使ったのか、都のお金を使って建設資産を蓄えていったか、これが部や課ごとに見えてきますので、どのような形で活用したかということが見えてくるというものになります。若干このところは企業会計と違いまして、どれだけ利潤が残っていて株主配当を行えるだとか、遊んでいる資産があるから活用しようとか、そういった民間の会計と同じような使い方はできないので、正味財産変動書については、1年間の財産変動の記録というところでしか意味を持たないところになっております。

次のキャッシュ・フロー計算書です。このキャッシュ・フロー計算書は、2000年から法制化されて、報告が義務づけられるようになったものになります。具体的に申し上げますと、区の場合は現在、キャッシュ・フロー計算書のようなもので財務会計をしておりますので、大きな意味を持たないのですが、行政活動でどれだけ現金が動いたか、現金が動いたのは税収なのか、あるいは国庫なのか、行政サービス活動でどれだけ支出があったか、次の社会資本整備等投資活動は、いわゆる箱物をつくるのにどれだけお金をかけたとか、こういったものが見えます。

けれども、もともと会計上は、利益と費用というのはなかなか机の上の計算でしかありませんので、例で申しますと、昔、日本で一番大きいスーパーが倒産をしました。そのときに、キャッシュ・フロー計算書がなかったので、行政コスト計算書に連なる一般企業のもので見ると、実際には会計上は資本を侵食していないと。大規模な店舗をいっぱい展開して、お金を借りていて日々の払いがあるのに、現金収入があるために、しばらくは見えなかったのですけれども、キャッシュ・フロー計算書というのがありますと、売掛金のように6カ月先、あるいは3カ月先にお金が入ってくるものと、実際に手元の現金がどうかというものがわかるようになりますと、よく黒字倒産という言い方をします。お金は確かに見かけ上は債権として持っていて、1年以内に現金化できるように見るのだけれども、実際は手持ちの現金がない、支払いができない、従業員にお金が払えない。こういった事例が見えて、それ以来、キャッシュ・フロー計算書を作成するようになった。

したがって、区において、このキャッシュ・フロー計算書にどれほど意味があるかということになると、説明しづらいのですけれども、現金の流れがわかると。費用、利益では捕捉し切れない収入、収支の差で、経営の状況がわかるということになります。

抽象的な話が続いて恐縮でございますが、6ページからは行政評価シートです。財務諸表ができてきますと、フルコスト情報、ストック情報が見えてきます。これは、総務省が示している事例になりました。行政評価シートを来年度以降、決算書でおつくりいたします。どの程度の数、どういった事業で出していけるか、今検討中ではありますけれども、費用対効果が目に見える。

黒四角の中に活用事例がありますけれども、それぞれの事業で幾らかかっているか、他の区と比べて

どれだけ高いか低いかということを見ますと、例えば区の職員が予算要求を作成する際に、こういった工夫をしたほうがいいのではないかと。例えばですけれども、郵便物を出していくときに、そのまま出すと、今は封筒で82円かかりますけれども、町丁別に分けると値段が下がる。もっと細分化すると安くなる。そういった工夫で郵便物を出そうとか、それぞれ区の職員も工夫をして、コストを安く上げる。

あるいは、他の区で先進的な事例があるのだけれども、実はコスト分析をしてみると、ほかの事業をやや、言葉は過ぎていますがけれども、ないがしろにして、その事業だけといって、全体の事業としてのバランスがうまくないとか、そういった経営分析もできるようになります。

次の右側の活用例で、これは出典が総務省の研究会でございます。これは、固定資産台帳の情報と突き合わせて統廃合を検討する仕組みを資料にしたというものであります。

少しこの話をさせていただく前に、総務省の説明会に2度ほどお邪魔したのですけれども、2回とも全く同じ話をされました。というのは、税収は右肩下がりになっている。そのうち社会保障費は平成元年から何倍かに増加している。これからは建物の維持管理も難しいと、100ぐらいの自治体の報告例を挙げて、これから40年後で1兆円ぐらい、今各自治体が持っている庁舎や学校などのインフラに費用がかかる。現時点で国として、社会保障にお金がかかるので、これからは一生懸命自治体の皆さんが勉強をして、コスト分析をして、統廃合に努めてくださいという話です。

ただ、我々品川区と地方とでは、若干こういう評価シートの使い方というのは違うかもしれません。一例として、私の田舎の話ですればリアル感があると思うのでさせていただくと、私は田舎が新潟の村上というところの出身で、人口が3万人しかなくて、町の名前を言って恐縮なのですが、平成に荒川町、山北町、朝日村と合併しました。

1970年代は、図書館、体育館というものをつくと、地方交付税でかなり手厚くされておりまして、各市や町に体育館と図書館は必ずありました。ところが今は、右肩下がり、各市が合併しましたので、体育館や図書館を建て替えしようとする、少ししか出ないので、今ある4つ5つの体育館、図書館というのは、必ず統廃合を考えなければいけない。宇城市も同じでありまして、5つの町が合併しましたので、それぞれのところに図書館があるということになります。

私の田舎はちょうど1,150㎢ぐらい、23区が650㎢ぐらいなので、東京都の23区の2倍の面積のところ、東京23区だと930万人ぐらい住んでいるのですけれども、6万人ぐらいが住んでいる。10年前は7万5,000人だったのに、6万人に減少して、ほぼ10年間で20%人口が減っている。私の田舎だけではなくて、平均的でありまして、2050年までに6割の自治体で人口が半分になるといわれておりまして、地方はそういった深刻な状況である。

例えば図書館がなくなる。町の名前を言われてもぴんとこないと思うのですけれども、荒川町の図書館がなくなって、山北町の図書館に行こうと思うと、特急で40分かかって、車で行こうとすると1時間半で、軽トラがある家がいいのですけれども、図書館に来るのが一日仕事になる。そういう自治体で図書館をなくすといったときに、何がベースになるかという、やはりコストなのだと思います。

今回、行政コスト計算書というのをお出しできるようになりましたので、各図書館で人件費、委託料、あるいは償却費といった形で、これだけお金がかかるというのを見てもらおうと、議論の前提になるのだと思います。特に1冊当たりのコストを算出ということになりますと、上から3つ目、蔵書、貸出冊数、これは今までも区の予算・決算書に出てくるのはこの数字であって、1日当たり貸出数もお出しできますけれども、今度、行政コスト、あるいは1冊あたりのコストは会計システムができて初めて出てくるもので、こういったものを見ながらコスト分析ができるということになります。

できたものを市ではグラフ化したようです。縦に1日あたり貸出冊数、右側に貸出1冊あたりのコストという形で出ておまして、4つの区分をつくって、それぞれの図書館を統廃合、廃止する場合、どの図書館を廃止すべきかというのをグラフ化したようです。先般、電話をして確認したところ、Cという図書館はご覧のとおり、必要性検討領域というところにあつて、コストも高いし利用数が少ないということで、廃館を決めたようです。Eという図書館は、実質廃館をしたのですが、公民館の一室に図書館を設置する形で縮小し、今まであつたEという図書館は廃館したようです。

そういった形で、お住まいの方、議会の皆さんと議論するに当たって、こういったコスト分析があれば、公平かつ客観的な評価を行うことができると思っております。これが、今申し上げた活用事例であります。

1枚おめくりいただきまして、8ページ、諸表の活用例で、これは国が出しているものなのですが、行政内部での活用でいうと、マクロ的視点では、今申し上げたとおり、財務指標の設定ということで、今後財務諸表を活用して、老朽度、あるいは会計的な老朽度、投資しなければならないものの金額を打ち出すことによって、どのように公共施設を維持管理していくか、更新するかということの材料になるということでありまして、適切な資産管理というのも同様でありまして、更新時期を平準化させながら、どのように施設を維持するかという材料になるということと、うちの区は特別区民税が好調であります。未収金を徴収する体制を強化する際の1つの判断材料になります。

ミクロ的視点で申しますと、今までは大きくくくってしか説明が、委員の皆様には資料をお出しできなかったこともありましたが、課ごと、事業ごと、施設ごとにコスト分析をお出しできますので、こういったものを活かしながら予算編成や施設の統廃合、あるいは受益者、区民の皆さんの負担をどのようにしていきたいかということの判断材料になると考えております。

行政外部の活用としては、住民への公表や区議会での活用ということで財務諸類のわかりやすい公表や議会審議の活性化があります。右側の地方債IRへの活用は、うちの区ではあまり想定しづらいのですけれども、地方だと、例えば北海道、大阪府、千葉県は、年間2,000億円ぐらい県債・道債というのを発行しておまして、債券を買ってもらうための説明資料に、こういった指標を使っているということでもあります。

あとは、PPP/PFIの提案募集は、民間事業者に施設を活かしていただくために、例えばどういった資産価値があるか、大規模修繕の履歴をお見せすることで、民間の事業者の方に維持管理について提案を挙げていただくための資料にするということでもあります。

下の財務諸表の活用事例はA案、B案で、ちょっと粗いのですけれども、建て替えたほうが便利なのか、あるいは大規模修繕したほうがいいのかを比較できます。テレビや新聞の報道でありましたが、仙台市泉区というところがあつて、市役所が区役所になりましたら、大規模修繕するはずだったのだけれども、水回りとかに急にお金がかかるということで、だったら建て替えたほうがいいのではないかとといった議論があつて、泉区役所は、もともと泉市役所だったもので、ほかの区役所と違って市役所のスケールになっているので、ちょっと使い勝手が悪いのだそうです。そういったこともあつて、改めて泉区議会の議員の皆様からのご提案があつて、幾つか検討の材料として会計情報が使われるというものです。

財務諸表は経年で自分の区の財務状況を見るという視点と、他の自治体と比較するということが活用事例であります。これが9ページを見ていただくと書いてあります類似団体との比較ということで、資産形成度、将来世代に残る資産はどれぐらいあるかというのを、住民一人当たりで割ることができます。

品川区は近隣の区に比べて、資産というのを健全財政を活かしながら守ってきたということがわかると思います。

分析のとおり、5区の中では品川区が一番高く、資産総額を見ると品川区は9,824億円あって、世田谷区の次に大きいということでもあります。他区は括弧書きのとおりでございます。そういうことで、インフラ資産、若干取り扱いの違いはありますけれども、区は昔から健全財政を活かしながら、いただいてきた税金を使って、財産として残しているということがわかってきます。

次は効率性ということで、行政サービスが効率的に提供されているか。これも純行政コストを住民基本台帳の人口で割ると出てきます。ご覧のとおり、品川区は区民一人当たりのコストが35万8,000円で、比較区の中では一番高くなっております。平成28年度で見ると、社会保障給付、保育園、学校といったものに対するお金、あるいは公共資産整備補助金、これは保育園をつくった場合が多かったということが調べたらわかったのですけれども、こういったもののお金が増えておりまして、区民一人当たりにならすと、行政コストをかけているということが見えてきます。

こういった形で他区と比較しながら、あるいは、今度は事業ごとに比較しながら、子育て、教育、福祉というセグメントごとに分解して、また比較をするかどうか。

1枚おめくりいただきまして、10ページであります。次は固定資産台帳で、先ほどちょっとお話をさせてもらいましたが、今までの道路台帳、公園台帳は、価格がありませんでした。インフラ資産は多くの民間商取引によると、道路や公園は売ることができませんので、純民法的にいうと資産価値はないのですけれども、これを新公会計の中では、資産があるものとして計算をして、減価償却の考えを入れて、更新時期を会計的に導く指標としております。

いわゆる東京都方式と申しますのは、必ず道路や建物についての価値を出すということで、総務省方式の場合は、わからない場合は1円という簿価を入れても構わないとなっておりますが、東京都方式を品川区では入れております。基本的に、取得価格が価値になります。道路も取得価格です。ただ、わかりにくいのは、道路の価値がわからないものがありますので、デフレーターという言い方をして、補正係数を入れて、各年度で何㎡道路を買ったか、土地価格がわからないものは、東京都で定めたもの、100㎡買って平均単価が1万円だったとすると、1万円の価値があるというところで積み上げていく。そういうように若干、推定の数値もありますが、なるべく実際の価値が高い形をもって積み上げております。

土地に減価償却はありませんが、道路の構造物、アスファルトや、公園のトイレといったものについても、全て減価償却の対象になっております。

東京都方式は、(6)にある固定資産台帳の活用に活かします。これは東京都の事例ですが、社会資本ストックを維持・更新するときに、将来推計をやったとき、東京都方式のほうがかなりニアイコールになります。今立っているものを、そのまま建て替えるという設定でありますので、例えば庁舎だと、今あるものをそのまま同じものに建て替えるという推計にはなりませんけれども、取得価格に工事費用や物価上昇分などを入れて積み上げていくと、会計的に増えると思いますので、かなり精度は高いものになります。それが東京都方式であります。

次に7番目で、「新公会計制度普及促進連絡会議」検討部会の取組と書いてありますが、総務省方式と東京都方式というのがあって、23区では東京都方式によっているところは7区であります。東京都において、こういった形で新公会計制度が始まったかと申しますと、どうも石原元都知事が都知事になられたときに、地方自治体は公会計の仕組みがない。そのときは財務3表と呼んでいましたが、これで

説明しなさいとお話をされて、ムーブメントとして動いてきました。

ただ、企業会計と同じようにこれをやろうとすると、かなり負担、費用がかかります。東京都方式は、税収を収入という見方をしております。国は税収は資産という見方をしております。具体的に申しますと、先ほどからあっちへ行ったりこっちへ行ったりすみませんが、3ページをご覧くださいと行政コスト計算書があって、東京都方式を採用している7区、大阪府、愛知県は、行政収入の2番目に地方税というのが入ってきます。東京都方式以外のところはどこにもありません。ではどこにあるのかと申しますと、ページをめくって4ページを開いていただくと、正味財産変動計算書の国庫支出金の前に一般財源というものが入ってきます。ここに税収が入ってきます。

どちらが正しいかわからないですけれども、国のお考えは、税は収入ではない。さっき国が、地方自治体を持っている強制徴収権を持つ、強制的に徴収するものなので、収入ではないのだという言い方をしております。ただ、企業会計あるいは公認会計士協会のご理解だと、対価性がないものなので、これは収入なのだと捉えたほうがコスト分析にふさわしいということで、計算がされています。

先ほど各区の行政コスト計算書を1人当たりということでお出ししましたが、これは総務省方式によって計算し直したものです。もし計算し直さないと、税収が入っていませんので、うちの区は1人当たりのコストが低く出てしまうといったことがありまして、今、東京都方式でやっているところ、東京都方式以外のところで、さまざま事例研究がされているところです。

株式会社であれば、典型的な指標があるのですけれども、地方自治体の場合はそういった統一的な指標で経営状況がいいとか悪いとか、こういったものを指し示すのは現時点では難しいので、そのあたりは、自治体間でのどのような比較の仕方があるか、事業別でどんな分析の仕方があるか、研究をしているところでありまして。一旦成果ができましたら、その指標に従って、区の経営状況、財務状況について、お話ができると思います。

○中塚委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等ありましたら、ご発言願います。

○安藤委員

まず1ページ目に、官庁会計は、図のところに単式簿記・現金主義とありますけれども、品川区の新公会計制度というのは、要は事業会計で用いられている考え方の複式簿記・発生主義会計であるのかどうか、確認をお願いしたいと思います。

また、複式簿記・発生主義とは、新公会計制度においては何を意味するのか、簡単に説明していただけないかと思います。

○齋藤会計管理者

単式の場合は、本当に幾ら収入があって、幾ら使ったかというだけで記録するわけです。複式というのは、100万円で物を買いますと、貸方100万円。それが例えば借りてきたお金、借入金なのか、普通預金から出したのか、現金なのかということを書き記して、左側に支出、買ったものを書きます。買ったものが費用なのか資産なのかを書いて、資産であれば、それと固定資産台帳が連動する。そういうことで、コスト情報やストック情報を、会計年度ごとに示すことができるというものになります。それから現金主義だと、現金を動かしたときしか記録しないのですけれども、発生主義だと、いつ契約をしたか、いつそのものを取得したかというのを分けて書くことになります。なぜかという、わかりにくいのですけれども、先ほどちょっと話をさせてもらった、100万円の車を買って、10年後に廃車

するときまで100万円の価値があるものという形しかできません。それは現金の出と入りが無いからです。

発生主義の場合は、減価償却という考えによりまして、毎年度、率なのか額なのかの違いがありますが、法律で、例えば庁舎であれば50年、庁舎以外の建物であれば40年、木造であれば何十年と、固定資産の数字がルールがありますので、それに従って、1円になるまで物の価値が下がっていくという計算で物を考えます。

そうすると、先ほどお話しさせてもらった、更新の時期に幾らお金がかかるかといったところまでストック情報を活用できるというものでありまして、民間の場合は、例えば私立学校がわかりやすいのですが、私立学校を建て替えた後、今度は何年後かに建て替えがあるのでということで、毎年一定の金額を積み上げていく、寄附を募ったりなどしますけれども、そういった形で、発生主義というのは現金主義とは違った形でストック情報を活用するということになります。

○安藤委員

ご説明の中でも、商売の話ですとか、企業の話とか、そういったことが出ていましたけれども、いわゆる企業会計で用いられている考え方というのを導入して、どんな効果が出るのかというのはいろいろあると思うのですが、今後、発生主義ということで減価償却費を計算に入れるということなのですが、これまでは起債をして今その施設を使用する人だけの負担にするのではなく、将来の方々に負担してもらいその施設を建てるというやり方が、あったと思うのですが、減価償却費を計算に入れる必要があるのかなというか、従来どおりのやり方で事足りるのではないかと。なぜあえて発生主義や減価償却という考え方を導入するのか、伺いたいと思います。

○齋藤会計管理者

企業会計を入れるということは、今申し上げた減価償却といった考え方を入れるということとイコールでありまして、今委員がおっしゃったようなお話というのは、少し論点がずれているところもあるのかなと思います。

何が言いたいかという、インフラ資産というものは50年、60年と使うので、今の住民の方ではなくて、将来世代にも負担してもらおうという考え方。例えば建設国債がそうなのですが、一般会計の経常経費の赤字国債とは物の考え方が違っていて、どういった形で負担するかというものです。

減価償却というのは、そういうことと若干違っていて、もともとはアメリカの鉄道会社のころから始まったようなのです。アメリカで鉄道を敷設したときからです。何かというと、いつ投資したかによって、配当がもらえるかももらえないかだとかおかしなことです。

具体的に言うと、鉄道で1億円、その年に鉄道を敷設するのでお金がかかった。そうすると、そのときには配当が出ない。すると、投資、出資してくれる人がいない。それではなかなかうまくいかない。鉄道の施設は50年何十年と使うので、毎年少しずつ費用がかかったのだ、出資したのだという計算をします。実際はその年に1億円の現金がなくなるわけですが、毎年2,000万円ずつ、あるいは1,000万円ずつお金が減っていったのだと。平準化して考えると、利益配当もできるし、出資者も募ることができる。

次に加えて、区の場合は、自治体は法人税あるいは固定資産税は払いませんけれども、減価償却という形でも数年でやると、節税効果という、おかしい言い方になってしまいますけれども、税金の負担が平準化されます。こういった仕組みなのです。これが企業会計です。

企業会計のそういった手法のメリット、具体的に言うと、物をつくったり壊したりするときも、平準

化した形で施設が更新するのに必要な情報を得ようとする、減価償却という考え方はとてもメリットがあるということでもあります。

○安藤委員

次に行きます。

資料に基づいて何点か伺いたいのですけれども、そもそもタイトルに、新公会計制度導入による効果と書いてありますが、ではその効果は何なのかなということ、いろいろな記述があるのです。7ページの上のところ、新公会計制度導入で施設の統廃合を検討することが可能になると書いているのですけれども、なぜ導入することで統廃合を検討することが可能になるのかということ、改めて簡潔にお伺いしたい。

あと、8ページでセグメント分析というところでもありますけれども、受益者負担の適正化ということ、つまりこれは負担増になると思うのですけれども、なぜセグメント分析というのが受益者負担の適正化、負担増につながっていくのかということも伺いたいと思いますし、その隣で、未収債権の徴収体制の強化ということがありますけれども、これは今、国保の大問題だと私たちはいつも言っているのですけれども、こういったマクロ的視点を導入することで徴収体制の強化につながっていくのかも伺いたい。

最後に、PPP/PFIでの活用も進んでいくと書いてありますけれども、なぜ進んでいくのか、それぞれ簡潔にお伺いしたいと思います。

○齋藤会計管理者

1つ目の統廃合の事例は、今までは非コスト情報しか出ておりませんでした、コスト情報が出ると維持管理が、例えば財政上、5つあるうち2つしかできない、3つしかできないということになったときに、選択をするにあたっての基礎的な資料となるということになります。

2つ目の受益者負担の適正化につきましても、今、コスト分析というのをお出ししますと、使用料が果たしてコストに見合っているのかどうか、施設を維持管理するためには、維持していくために一定程度、区民あるいは住民のご負担をお願いしなければいけない場面もあるのではないかと。あるいは、負担をしないのであれば、運営の方法を変えたほうがいいのか。こういった議論の素材になるだろうと思っております。

未収債権の徴収体制の強化につきましては、うちの区は債権管理審議会を持っておりまして、さまざまな債権徴収の努力をしておりますが、一般的な自治体はなかなかそこまで手が回らない。そうしたときに、あらゆる債権の滞納状況を把握しながら、どの債権をどのような形で回収を強化するのか、例えば民間を活用するのか、法的手続きまで持ったほうがいいのか、そういう議論の素材になるということでもあります。

PPP/PFIは、総務省が言っていることでありまして、具体的な事例ということだと難しいのですけれども、例えばインフラ、今、水道のところは議論になっていますけれども、どこまで公で持たなければいけないのか、民間の力を活用したほうがいいのかということ、コスト、施設の改修、何年たったら建物・施設を更新しなければいけないとか、こういった情報があると、民間が手を挙げやすくなるのではないかとこのように思います。

○安藤委員

それぞれお答えいただいたのですけれども、どんな効果を出すためという議論の素材となる、土台となるような資料になるというお話なのですけれども、その結果として進められるのが統廃合であったり、住民の負担増であったり、そして債権の取り立ての強化であったり、住民福祉の増進という自治体の使

命に照らしてどうなのかと思いますが、その検討材料となるというか、議論の土台になるということでした。

先ほど地元の事例なども詳細にご説明いただきながら、なかなか大変な状況だと考え聞いておりました。図書館、確かにこのコスト計算書を見ると、効率性などを考えて、機械的にC図書館は廃止みたいになってしまうと思うのですけれども、会計管理者がおっしゃったように、住民にとっては、本を1つ借りるのに、高いお金を出しものすごく時間をかけて行かなくてはいけない一日仕事というのは、大変なことです。そういう状況になってしまうわけです。

ですから私は、そもそも企業会計の一番の目的というのは利益を産出することで、投資家や株主が、自分が投資した資金がどれだけの利益を生み出すか、どれだけの配当が自分に保障されるのかというのを見る必要があるということで、企業会計の一番の目的というのは利益を産出することになっているわけです。企業会計だったら利益を出すことが目的で動いていますから、それでいいのかもしれないけれども、住民福祉の増進を使命とする自治体の公会計ではなじまないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○齋藤会計管理者

納税者の立場で考えますと、自分の税の使われ方がどのようになっているかが見えてくるというのは、大きい意義があるのだと思います。先ほど図書館の例を申し上げましたけれども、例えば全部年金暮らしで年寄りだから、住民で運営するから残してほしい、そういった議論もあるかもしれませんが、統廃合、廃止ありきではないのだろうと考えております。

○安藤委員

ありきでは困るのですけれども、そういうふうにしてもらいたいのですが、例えば保育園、たびたび議会でも議論がありますけれども、利用者1人当たりのコストが幾らなのかという話も出ていますが、ことごとくこういうのが見える化された場合に何が起こるかという、何が起こるのでしょうか。保育園というのは児童福祉法に定められた権利としての福祉です。それが、納税の対価としてのサービスとして認識されるようになってしまう。削減のバイアスというのがどうしてもかかってくるおそれが、私は出てくるのではないかと思います。

東京都では、この公会計制度を先進的に導入したということによって言っていますけれども、障害者1人当たりのコストが見える化されて、ホームページにまで掲載されたということなのです。障害者の方が人間らしく、障害を持つのがなかろうが暮らしていけるという障害者差別解消法、条約もありますけれども、そういうものをこうして見える化していく。これがいかなるものかと私は思います。これはもう削除されましたけれども、こういった全ての福祉サービスが見える化し、コスト主義で考えるやり方というのは、私は区民サービスの削減や低下につながってくると思うのですけれども、いかがでしょうか。

新公会計制度で作成される財務諸表等の活用というのは、私は慎重にすべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○齋藤会計管理者

公会計制度はあくまでフルコストを見ていただく、あるいは財務状況がどのような状況か見せることでありまして、新公会計制度があると福祉サービスが削減されるということはないものと考えております。

○安藤委員

私は現状のままで、新公会計制度の活用を進めるのは問題があると思います。この導入によって、施

設の統廃合、受益者負担の適正化つまり負担増、あるいは民間委託の推進は、公共サービスの低下が加速することにつながると思います。現状のままで、新公会計制度の活用をどんどん進めていくということには反対でございます。意見です。

○須貝委員

今後、こういう客観的な資料、例えば施設別行政コスト等、さまざまなことに関して、これだけ細かく情報を我々に見せてもらえるということは、例えば我々が委員会でいろいろなことを、この施設はまだもつのではないかとか、この施設はどれだけ有効に使われているかとか、そういうことを客観的に判断できる資料が今度出てくるということは、非常にありがたい話ですし、また、もう老朽化しましたから、ここは壊さなければいけないとか、それから今、障害者の施設とか保育園の施設がありましたけれども、それも客観的に、区民にお示ししなければいけないと思うのです。我々も客観的に判断できて、区民の方も、これだけ費用がかかっている、これはどうなのか。けれども、やはり保育園は必要だよ、障害者施設は必要だよという判断に、つながっていくと思うのです。

今、安藤委員がさまざまおっしゃっていましたが、そういう細かい分析結果が、分析をしてそういう資料が出てくるということは、きっと多くの委員にとっては客観的な判断ができて、私はありがたい状況につながるのかなと思っております。

ただ、今度はこれだけの資料を出さなければいけないということは、本に例えれば相当の枚数になるのかということも思ったことと、特に固定資産台帳を管理するに当たって、先ほど、道路も固定資産として載せなければいけない。道路というのは多くの人たちが使う公共の場所です。そういうところに対して、資産としてこうなるのだと。今、これだけの資産価値があるのだというのを載せるのが、いいのかどうか。少しその辺については疑問に感じました。

あと、例えば土地もそうですけれども、公園もそうですし、区有施設、また区が買い取った土地云々があると思うのですが、この中で、ほかの資産にすぐ使えるには、また売却もできるという土地と、これは当面売却できない、30年はだめとか、そういうものもあるので、その辺ももし数字だけでも書いておいていただければ、民間のものに準じて読み取ってくださいということなのですから、実際、ほかのものに転用できないとなれば、またそれは固定資産の中に、さらに固定されるということですから、その辺がちょっと見にくくなるのかなということ。

あと、減価償却の残価ですけれども、これは一般の企業だと、たしか10%だと思ったのですけれども、例えば機械とか施設とかを減価償却していくと、最後は残額が1円になるのですか。その辺だけ確認させてください。

○齋藤会計管理者

最初のご質問、行政評価シートのごことで、700近い事業がありますが、大分職員は苦勞しております。来年度の決算議会でどれほどお出しできるかを検討中でありまして、行く行くはお出ししたいと考えております。

固定資産台帳につきましては、そもそも固定資産の物の考え方に準じてつくりますが、何年まで売れないといった意味の情報がここに入れられるかどうかというのは、私はわからないのですが、基本的には企業会計に準じたものになります。

最後、1円になるというのは簿価で、最後は1円で一応載せます。なくしたらゼロになります。あと、委員がおっしゃっていた率で減価償却を出す場合と、額で年々出す場合があります。価格は最後は一応、物がある以上は1円で、1円の価値しかないという会計上の区切りでありまして、言ったら資産がある、

あるいは逆にマイナスになる場合もありますので、あくまで会計上の処理のお話です。

○須貝委員

今、簿価が最後は1円という話でしたけれども、たしか民間は10%を残すような、簿価を減価償却で残していると思ったのですが、もし行政が違うやり方なら、それをまた教えてください。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

○渡部委員

須貝委員からもありましたけれども、説明を改めてお伺いさせていただいて、細かく教えていただきまして、ありがとうございました。

要するに数字上で、今回、新公会計ということで、こういう形でやるということなのだけれども、当然、行政としては物の考え方として、そういう考えは頭の中にあって、今までやっていたに決まっているわけです。でないと、経営はできないわけですから。経営上考えていく中で、必要な情報が今後、私たちにも示されるというふうに、私たちは実は理解をしまして、常に物の考え方というのはそういうふうと考えていかないと、経営自体が成り立っていかない。

それというのは、会社がどうこうというのではなくて、きっと私たち個人もそうなわけです。でないと、先のことを考えないと一発でパンクするわけですから。それを先ほど、意味がない考え方がなどというのは、それはちょっと違うのではないかと思います。

それで、今後、そういうふうになったときに基金の考え方として、それは額が多いとか少ないとかではなくて、例えば1つの事業で、当然減価償却がかかってくるわけだから、これに対しては幾らかかる、これに対しては幾らかかるという考え方が、私たちもできるようになると思うのです。それに対して、行政だけではなくて区民の方々にも、それがすごくわかりやすい考え方になってくると思うのです。

そうなったときに、少し今の基金のあり方というのも、せっかくわかりやすくなったのであれば、もっと細分化して、それぞれにこれだけかかるというのが見えるような形に変えていってもいいのかなと思ったのだけれども、そういう考えというのはあるのでしょうか。

○齋藤会計管理者

最小の経費で最大の効果というのが地方自治法にも書いてありますし、区長が毎回お話ししてしており、行革の理念は、本区にはございます。それが新公会計制度によって、数字的にも裏打ちをして、かつ委員の皆様をはじめ、区民の皆様に、よりご理解いただけるということだと思ってございます。

○品川財政課長

基金の見せ方なのですけれども、当然こういう貸借対照表の中で、資産という形の部分で出していくこととなりますので、そういう見せ方についても今後いろいろと検討していきたいと思っております。

○渡部委員

必要な施設は当然、更新をしていかなければならないわけです。先ほど須貝委員のほうで、最後1円になってしまうという話があったのだけれども、結局、また新たなものをつくるとなると、1円であっても、次は50億円かかるのか、30億円かかるのかというのは確実に見えていくわけだから、何かそういう出し方というのができると、今後品川区というのが未来永劫やっていくためには、これだけ必要なのだというのが当然見えてくる。見やすくというのは当たり前なのだけれども、そのような形で見せるのであれば、そこも細分化していけばいいのかなという思いがあったので、そういう質問をしました。

総くりで1,000億円という形にするのか、それとも例えばこういうもので幾ら、こういうもの

で幾らというのにかかるから、こういうふうになるのだという見せ方でも、私はいいのかなと思いましたので、考え方としてお示しさせていただきました。

○中塚委員長

ほかになれば、以上で本件を終了します。

(2) ICTなどの活用に関すること

○中塚委員長

次に、ICTなどの活用に関することのうち、区民サービスの電子化についてを議題に供します。

本件について、理事者よりご説明をお願いします。

○山本情報推進課長

それでは私から、区民サービス向上に向けたICTの活用につきまして、資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、1の経過でございます。

区では、長期基本計画の基本政策に掲げている電子区役所の実現に向け、ICT技術を活用して窓口サービスの向上や手続の簡素化を推進してまいりました。また、新たなICTの利活用を視野に入れながら、区民サービスの向上を図っているところでございます。

次に、2の区の取り組み状況でございます。

まず、(1)の電子自治体共同運営サービスですが、東京都と都内区市町村が共同で開発・運用を行い、コストの削減と区民サービスの向上を図っているもので、区民向けの電子申請サービスと事業者向けの電子調達サービスを共同で運用してございます。それにより、インターネットで各種手続を行うことができる環境を整備しているところでございます。

続きまして、(2)の通訳タブレットの導入でございます。こちらは、窓口職場等で多言語対応できる環境を整備し、窓口サービスの強化を図るため、平成26年度から通訳タブレットを導入してございます。こちらは5カ国語に対応しておりまして、戸籍住民課や税務課、地域センターなど28カ所に整備をしております。

次に、(3)の窓口用意思疎通支援機器の導入です。障害のある方々に対する窓口対応などのサービス向上のため、音声認識文字変換ソフトや音声コード作成ソフトなどを導入しております。また、資料には記載ございませんが、今年3日よりタブレット端末のビデオ通話機能を使った手話通訳サービスを、2月末までの予定で試験導入しているところでございます。

次に、(4)の各種アプリの配信でございます。①のしながわパパママ応援アプリは、品川区の子育てに関するコンテンツを配信しており、子育てに関するイベントや講座などの情報を配信してございます。

②の品川区ウォーキングマップは、ウォーキングしながら区内の観光スポットや景観を楽しむことができるコースの紹介や、歩数計機能などを有しているものでございます。

③のまち歩きアプリ「わ!しながわ巡り(ココシル品川)」は、しながわ百景など区内のお勧めスポットを、AR機能を使って紹介するものでございます。

④のしながわ予防接種ナビは、今年の11月から配信を始めたもので、子どもの予防接種スケジュールの管理や、協力医療機関の検索などを行うことができるものとなっております。

続きまして、3の、他の自治体の区民サービス向けAIの活用状況でございます。AIの活用につき

ましては、昨年度あたりから一部自治体で実証実験や本格導入が進んでいるところではございますが、対象業務としてはまだ限定的なものとなっております、特に直接的な区民サービス向けのものについては実例が少ないのが現状でございます。

(1) のチャットボットでございますが、区民向け A I サービスとしては最も多い導入事例だと考えてございます。中でも①のごみの収集に関するものが多く、墨田区や横浜市などが実施してございます。それ以外には、子育てに関するものとして、視察に伺った渋谷区や、川崎市などが実施していたり、それ以外の全般的なものとして、所沢市や豊田市などが実施してございます。

続きまして、裏面をご覧くださいまして、(2) の区ホームページ自動翻訳です。こちらは港区が今年度、実証実験を行っているもので、A I を活用して行政分野に特化した翻訳システムの構築を行い、それを区ホームページの一部に適用するという内容でございます。

次に、(3) の SNS 投稿の分析による安全対策ですが、こちらは台東区が隅田川花火大会の際に A I を活用し、来場者の SNS 投稿から、周辺の事故やトラブル、交通情報などをリアルタイムで分析・解析し、それを警備に活用し、来場者の安全を確保するという試みを行ったものでございます。

次に、(4) の観光モデルコース作成ですが、こちらは岡山県で行っているもので、旅の目的に合わせ、A I がモデルコースを作成するものということでございます。

続きまして、4 の今後の I C T 活用についてでございます。

まず、(1) の A I 等の最新技術の活用についてですが、A I の自然言語処理や画像認識などの能力や特性を活かし、区民サービスの向上や新たなサービスの創出につなげていきたいと考えてございます。特に、渋谷区での視察結果を踏まえまして、チャットボットの導入につきましては、対象業務や導入方法など検討を進めてまいります。また、A I やさまざまなデータなどを活用していくことで、観光分野での観光客の動向把握や、医療・介護分野でのデータ解析による健康促進、防災分野では被害情報などの迅速な把握など、新たな区の施策が展開できるよう研究を進めてまいります。

次に、(2) のデジタル化の推進でございます。各手続の電子化については、対象業務の拡大など、区民の利便性の向上を図ってまいります。また、デジタル技術の活用により、オンライン上での手続の一元化や、手続が必要な方へのプッシュ型の通知など、スマートフォンなどで完結できるようなオンラインサービスの提供について研究を進めてまいります。

○中塚委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等ありましたら、ご発言願います。いかがでしょうか。

○安藤委員

ご説明ありがとうございました。

中野区で I C T 活用ということで、8 月に、道路のこぼこや公園遊具の破損など、区民が気づいて補修を依頼したい場合に、現場の状況の写真や位置情報を区に簡便に伝達できるスマホアプリというのを導入しているのですけれども、私は、I T 技術を活かすことでサービス向上にもつながりますし、区民の皆さんが身近な地域に関心を持ち行動するきっかけや区政に参加する機会も増えるといったいい効果があるのではないかと思います。区でもこうした仕組みというのを検討してはいかがでしょうかと思うのですけれども、お考えがあれば伺います。

○山本情報推進課長

ただいま委員よりご案内いただいた事例ですけれども、確かに I C T を活用して、リアルタイムでそ

ういった破損箇所等を行政に伝達できる仕組みというのは、大変有効な手段であると考えてございます。こちらにつきましては、中野区が導入しているということで、調査等をさせていただきまして、導入等をどういった形でできるのかというところも踏まえながら、関係所管と連携しながら研究をしていきたいと考えてございます。

○中塚委員長

ほかにいかがですか。

○渡部委員

説明ありがとうございました。

渋谷区にお伺いしたときに、子育てのアプリの話を見させていただいたりして、いいなと思っていて、AIを使うのも、まだ始まったばかりで、全体的にどういうふうに進んでいくかというのが見えない状況だと思うのです。ある程度、区民の方からの質問とか問い合わせ等に対して、自動で応対できる一方通行のような形から、とりあえず入っていくのがいいのかなと考えている。

というのは、今、安藤委員が言ったものは、私もすごくいいと思うのだけれども、例えば問い合わせが殺到したときに、問い合わせ自体はすぐ返せたとしても、実際、工事とかが伴うようなことになると、それが今日できるのか、明日できるのか、10件も20件も重なってしまったときに、何日かあくと、これはクレームになる可能性はあります。結局、人工知能を使ったがために、人手をもっと使わなければいけないような可能性のあるものというのは、まだもうちょっと研究の必要があるのかなと私は思っています。

この委員の中に私以外文教委員会の委員はいないのですけれども、品川区では今、学事制度について、大きな制度変更をしていて学区の指定が変わったり、その選択の方法が変わったりというときに、確実に区民の皆様からお問い合わせというのがあることが想定されるわけです。多分、私の選択できる学校はどこですかとか、通学区域はどこですかとか、ある程度質問も想定される。

であれば、例えばこういうAIを使って品川区内の住所を入力いただけると、あなたの指定校はここだけれども、どこが選択できると。それにまつわる情報というのをすぐお示しできるようなことがあれば、そこにかかる人手は少なくなる。例えば品川区独自で、もし何かをやっつけようという思いがあるのであれば、平成32年度に向けて、ちょうど今日、ICTの活用ついてということだったので、これは言おうと思って来たのだけれども、そういうのをやろうと思ったら、品川区はこれから考えてできるのかどうなのか。選択行動は平成31年10月から始まるわけだから、もう1年を切っているわけで、しっかりとしたシステムといえましょうか、きちんと開発をして、これはやってほしいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○山本情報推進課長

学事制度変更にかかる問い合わせへの対応というところですが、まず、AIチャットボット導入を進めるに当たりまして、一番大事なところが、良質なデータを作成して、それをAIに学習させていくということが一番ポイントになってくると考えてございます。そちらのデータの作成というところで、所管でどれぐらいの時間がかかるのかというところを把握しまして、それを実際、AIに学習させていくというところで、一定の開発期間というのがかかる見込みで考えてございます。

実際、確かに区民からの問い合わせが多数寄せられるというところは、既に想定されているところかと思しますので、そういうところの導入に向けまして、所管と連携をとりながら検討はしていきたいと考えてございます。

AIとはまた話が違ってくるのですけれども、情報推進課でオープンデータを使ったワークショップというのを行っておまして、来年、成果発表会を行うのですけれども、その中のアイデアソン、ハッカソンの中で、学区制度の検索ですとか、何かそういったシステムができないかというところで、今、アプリの開発を行っているというところでございます。成果発表会でこれが発表できるかどうかは、まだ調整中なのですけれども、そういったところで区民のニーズも高いというところは、こちらも把握してございますので、そういうところも踏まえながら検討させていただきたいと考えてございます。

○渡部委員

いいお話が聞けました。そこまで知らなかった。こっちも、要望という形でお話を入れていたのですけれども、絶対そこに質問が集中するのは想定されているわけだから、何とか頑張って10月に、もっと言うと9月ぐらい、選択行為が始まる前に間に合わせてほしいという思いがありますので、よろしくをお願いします。

その際に、ただあなたの学区はどこですよというだけではなくて、さまざまな情報もお示しできるような形に、例えば健康診断はこういうふうにあるのですよとか、入れていただければうれしいと思いますので、所管と研究を続けてもらえればと思います。

○中塚委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

前回、渋谷区子育てに対しまして、AIを活用している内容を見て、そのときはちょっと感動したのです。ですけれども、渋谷区の担当者が言っていました。AIの中に、まず膨大な情報、またいろいろな条件を組み込んでいかなければいけない。それをどんどん入れていくには、膨大な人数、また膨大な時間がかかる。だから、AIを構築するまでに大変な労力が要ることなのですか。それを今日はお聞きしたかったのです。

つまり、今、学習塾で使っているAI教育というのは、計算方法や、国語でもそうですけれども、問題と結果が決まっているから、導入にあたって、膨大な情報とか条件を、入れるのは、比較的楽なのかもしれないのですけれども、区がやっている事業というのは区民などが、いろいろなことを聞いてきます。その聞きたいこともさまざまだから、その情報がなかったらAIは正確に回答できないわけですから、導入するには膨大な作業を要することなのかなというのを、今日は質問したかったのです。

我々は簡単にAI、AIと、私なんかも考えていたのだけれども、その情報をまずインプットしない限りは、判断のしようがないのかなと。ということは、これは相当の労力、時間がかかるのかなと思ったもので、それについてお聞かせください。

○山本情報推進課長

データの入力等に関することですけれども、渋谷区の場合は300件のFAQデータを作成して学習させたというところで、チャットボットに関して言うと、ほかの自治体の事例を確認しますと、300程度のFAQを作成し、学習させているというところで、対象業務によってかなり変わってくると思うのですけれども、子育て分野に関して、それぐらいの件数で足りるということですが、例えば制度が複雑な分野、福祉分野等に関して言えば、千単位のFAQの作成が必要になってくるというところで、この辺の負担は、かなり大きくなっていくかと思えます。

また、所管の状況によるのですけれども、所管のほうで、よくある質問等を既に電子化しているところもありますので、そういったところで導入を進めるということになりましたら、比較的負担は少なく

なるのかなとは考えてございますが、まだ何も全くつくっていない紙ベースのものしかないというところになりますと、一からつくる、データ化するという作業がありますので、一定の期間はかかってくるのかなとは考えてございます。

○須貝委員

今、千単位とかいうお話ですけれども、実際は千単位どころではなくて、万単位なのかもしれないと思うのです。そうすると、日本全国これだけ自治体があって、どこかで誰かがやってくれれば、その情報を一部修正すれば、区も使いやすいのかなと。前、神戸市で防災に対するマニュアルとありますが、対処の仕方をまとめられた方がいまして、こういうときは、こういうふうに対処する、こういう被害があったらこうする、ここに何をするとというのが、自動的ではないのですけれども、すぐ情報を流せるようなシステムをつくったという方がいました。だから、誰かがデータを入力したものを売っていただくとか、こちらからすれば買うような方法で、どなたかつくってくれるところがあればいいのかなと思ったのです。そういうところは実際ないのですか。

○山本情報推進課長

先行自治体の事例をそのまま、ほかの自治体も使えるようにというところなのですけれども、そこまで詳しく話は聞いていないのですが、そういった形でパッケージ販売とかを今、検討しているという事業者もあると聞いてございます。ただ、法定受託事務でしたらないかと思うのですけれども、各自治体で多少、やり方だったりというところが違ってくるところもあるかと思っておりますので、そのあたり、どこが違うのかというところを、精査しなくてはいけないという負担もありますので、そういうところは引き続き、情報収集等は続けてまいりたいと考えてございます。

○須貝委員

もし区で構築するという事ならば、AIを導入するという事ならば、そういう人を各事業部で検討して、誰かが入力していくような、データベース化していくような、そういう体制をつくらなければいけないので、そういう人も配置しなければいけないと思います。それはそれで議会に提案していただければいいのかなと思います。ただ、相当膨大な日数はかかるのだと思いますので、少しずつ、慎重に進めていただきたいと思います。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

○若林委員

中身と違うかもしれませんが、2の(4)の各種アプリの配信というところですか。今4つ示されていますが、情報推進課のかかわりを聞いておきたいなど。

○山本情報推進課長

アプリの管理なのですけれども、こちらの各所管が管理しているというところになりまして、導入の際には情報推進課のほうにも話があって、導入に向けての会議等には参加し、技術的なアドバイス等は行っているところなのですけれども、管理自体は所管で行っているところでございます。

○若林委員

情報推進課で技術的なアドバイスも含めて会議に参加をして、作成の主体は当然、委託先の業者ということで、課としては、アドバイスというか、アプリに関してはどの程度、区としてそういう情報というか、知識というか、蓄積があって、例えばこの①番のアプリに対しては、具体的にこういうアドバイス等をしてかかわりましたとか、そういう具体例があれば教えていただきたいと思います。

○山本情報推進課長

かかわり方というところになりますけれども、例えば④のしながわ予防接種ナビというところで、今年11月から始まっているものになりますけれども、対象としてはお子さんを持った、予防接種を受けるような時期になった方がターゲットになってくるのですけれども、①のしながわパパママ応援アプリでも、ターゲットが一部重なるというところで、そのあたりについて一元化できないかというお話をこちらからさせていただいたのですけれども、技術的な部分で、委託先とも調整はしたのですけれども、そこがうまくできなかったのですが、そういった形でこちらから幾つか提案等はさせていただいているところがございます。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

○こんの委員

今後のICT活用というところで、1つお伺いしたいと思うのですが、(2)番のデジタル化の推進ということで、今後考えていることで、オンライン上での手続の一元化とされているのですけれども、何かもう具体的にどういったことを行うお考えがあるのか、まずその点をお伺いしたいと思います。

○山本情報推進課長

手続の一元化ですけれども、まだ具体的にどういったものというところはこれからなのですが、先ごろ始まったマイナンバー制度にかかわる部分、マイナポータルを活用しまして、その中で子育てワンストップサービスというものが始まってございます。国が指定した子育て分野4業務について、ここで手続の電子申請であったり、内容を確認できたりというところでの運用を始めてございます。こちらもこれから本格的に進めていきたいと考えてございます。

○こんの委員

ありがとうございます。区民の方の利便性向上ということで、一元化をして手続が簡素化できるというのは、考え方として非常に大事だと思います。

そこで、具体的なところで、こういうものの一元化というのはどうなのかというところなのですけれども、亡くなった後のご家族の方が手続をする戸籍住民課だったり、国民医療年金課だったり、あるいは介護のことだったり、こうした煩雑な手続が、電子化によって一元化をされるということについて、どのようにお考えでしょうか。

○山本情報推進課長

死亡相続の手続の一元化というお話ですけれども、マイナポータルで、国が進めているところなのですけれども、予定としては平成31年度、32年度ぐらいに、民間を含めた死亡相続のワンストップサービスを行うというところで予定はしているところです。ただ、具体的にどう進めていくかというところは、我々のほうには情報はおりてきていないところですが、早急に対応できるように準備等はしていきたいと考えてございます。

○こんの委員

そうした動きがあるということなので、区としてもそのお考えはお持ちだということですね。ぜひ進めていただきたい分野でありますし、国の動きを待たず、区としてどのようにされていくかというところを、もう一步お聞きしたいところなのですけれども、本当にこの手続は煩雑なのです。その電子化も、家で行うことができるようにするとともに、区役所に来たときに同じようにできる。例えば戸籍住民課へ行ったときに、その場所で手続できるようになるとか、あるいは、国保医療年金課でも手続できると

か、そういうシステムも開発されるといいかなと思いますが、その点は、こんな考え方はいかがでしょうか。

○山本情報推進課長

ワンストップサービスというお話かと思いますが、現状は各課それぞれ所管のシステムを使って、いろいろな手続を処理するというので、例えば国保と戸籍だと、今は別のシステムを使っておりますので、その連携というのはできない状態なので、そこでのワンストップサービスについては対応ができていない状況でございます。

確かに手続自体、各所管の窓口と並んで、それぞれかかる時間が長くなったりというところもあるのは把握してございますので、そういったところをシステムの連携といいますか、一元化といいますか、なかなかほかの自治体でも、まだ事例はないかと思っておりますけれども、調査研究というところになってしまいますが、こういった仕組みでできるのかというところは考えていきたいと思っております。

○この委員

ぜひ研究をしていただいて、やはり品川区はそういったところまでしてくれるのだというところまで、ぜひつくっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○中塚委員長

ほかはいかがでしょう。

○新妻委員

ご説明ありがとうございました。ICT化が進んでいるところが確認されたのですが、特にアプリの配信というのは非常に有効かなと思っております。今、ここに4つ挙げられておまして、若林委員から、所管課との連携がどうなっているのかという確認がありましたけれども、所管課から上がってきたことに対して情報推進課がアドバイスをするという形ですが、逆に情報推進課から、アプリでこういうことができるのだというアドバイスというのはされているのでしょうか。

○山本情報推進課長

情報推進課と各課連携の話かと思いますが、現在は各所管から上がってきたところを、情報推進課も後から入ってきて、一緒に進めていくという方法で進めているところです。実際、アプリに関しては、ほかのシステムとか、最新技術というところに関しては、情報推進課でいろいろな事業者との付き合いがありますし、セミナーなどに行って情報収集等も行っておりますので、そういったものを所管課に還元するという事は行ってございます。

具体的に、こういったアプリがあるのでというところの実例は、まだないのが実情でございます。

○新妻委員

ありがとうございます。先ほど、この委員からありますけれども、情報の一元化というのはすごく大事だと思っております。各課がそれぞれ専門性を持って、個別にやっているのですが、その横串となってそれらを1つとしてまとめていければ、課を超えたワンストップ化というのはできると思うのです。その情報を持っているのは、やはり推進課だと思うので、各課の情報を1つにまとめて、これは1つにできる、例えばアプリがこういうふうに関係ができる、これは電子化ができる等々のアドバイスを、ぜひ情報推進課からしていただきたいと思っておりますし、それが区民サービスの向上になると思っておりますが、今後そこら辺はいかがでしょうか。

○山本情報推進課長

システムの連携といいますか、一元化というところは、こちらで必要な部分について研究を進めていきたいと考えているところでございます。情報提供というところで、情報推進課から所管課に行くところだと、今年度行ったところでありますけれども、各事業者・ベンダーを会議室にお呼びしまして、それぞれ最新技術等を発表してもらおうといったイベントを行いまして、各所管の職員に自由に参加していただけるような機会を設けているところでございます。そういった形で、こちらからもいろいろな情報発信というのを引き続き行っていきたいと考えてございます。

○中塚委員長

ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中塚委員長

ほかになければ、以上で本件および特定事件調査を終了します。

2 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○中塚委員長

最後に、予定表2のその他を行います。

初めに、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、ただいまお手元に配付しました申出書(案)のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中塚委員長

ありがとうございます。では、この案のとおり申し出をいたします。

(2) その他

○中塚委員長

次に、その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中塚委員長

ないようですので、最後に正副委員長から、今期の当委員会についての調査項目に関するまとめの取り扱いについてご案内いたします。

今期の当委員会も、予定ですと1月・2月の2回を残すのみとなりましたので、当委員会のまとめについて、皆様のご意見を伺いたいと思います。正副委員長としましては、今期付託されました5つの調査事項につきまして、まとめを行うものと、まとめは行うのが難しいのではないかとと思われるものがあると考えております。また、まとめの作成に当たっては、委員会の総意で進めてまいりたいと思います。

まず、1、基礎自治体のあり方に関するこの児童相談所移管につきましては、児童福祉法改正など児童相談所移管に係る動きや、足立児童相談所の視察等を踏まえ、移管に向けた議論を行った結果、児童の安全確保策と住環境および教育環境の充実、専門職等の十分な配置など、さまざまな観点から委員より意見・要望が出されました。区としても、児童相談所の基礎設計を本年度で終えるなど、平成34年度開設に向けて動き出していることを踏まえ、今期これまでの総括として、まとめを行ってまいりたいと考えております。

次に、2、区有施設、公有地等活用に関することのうち、(1) 国・都用地の有効活用につきましては、今期2カ所の国有地を調査対象といたしました。そのうち旧小山台住宅、旧峰友寮については、区と都の活用方針がまとめ、当該跡の活用について一定の方向性が見えてきたことから、委員会で出された意見・要望を踏まえて、まとめを行ってまいりたいと考えております。

一方で、旧大井西・大井東宿舎については、国から活用の照会が来たにすぎず、具体的な活用の見通しが立たないことから、まとめを行うのは難しいと考えております。

次に、(2) 庁舎のあり方については、既存庁舎の課題等について確認し、新庁舎に必要な機能や庁舎の立地などについて委員より意見が出ました。庁舎の今後のあり方として、改築を含めた庁舎整備の検討の必要については、委員会としても一致できると思われしますので、現時点でのまとめを行ってまいりたいと考えております。

次に、偏在税制に関することのうち、(1) ふるさと納税については、ふるさと納税制度の概要や、区が置かれている現状等について確認を行い、区民への制度趣旨・理念の周知や、体験型返礼品の活用など、ふるさと納税全般にわたる多くの意見が出たことを踏まえ、まとめを行ってまいりたいと考えております。なお、委員からご意見のあった意見書については、議論が深まっていないことから、提出を行うのは難しいと考えております。

次に、(2) 税外収入については、税外収入に係る区の現状、今後のネーミングライツの活用に関する考え方が示されましたが、税外収入の確保の必要性について意見が分かれたので、現時点ではまとめを作成するのは難しいと考えております。

最後に、新公会計制度に関することの財務諸表等の活用、およびICTなどの活用に関することの区民サービスの電子化については、実質的な議論は本日が初めてでございますので、一旦、正副持ち帰りとさせていただき、先ほどの議論の内容を踏まえて検討したいと思っております。つきましては、次回の委員会で、まとめを作成するかどうかをお示ししたいと考えております。

以上のことから正副としては、現時点では、基礎自治体のあり方に関すること、区有施設、公有地等活用に関すること、および偏在税制に関することのうちふるさと納税の、3つの調査事項についてまとめを行っていきたいと考えております。

ただいま申し上げました正副の考え方に対して、またそれ以外にも、ご意見や強調したい点などございましたら、皆様のお考えをお伺いしたいと思っております。事前に参考資料としまして、皆様に当委員会における主なご意見等を整理したものを配付させていただきました。こちらを参考にいただきながら、また、まとめを作成していくかどうかについてもご意見をいただければと思います。

それでは、ご意見等ございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

正副提案どおりの調査事項でまとめを行うことでよいと思っておりますけれども、幾つか意見を述べさせていただきます。

まず、庁舎のあり方のところなのですが、①のところ、建物の寿命を鑑みれば、建て替えに係る必要な事項について検討を始める時期とありますけれども、これでは老朽化で建て替え待たなしという印象を持ちます。しかし、庁舎の寿命というのは、あと18年あります。これは議論の中でも共通認識になっていたところでもあると思います。したがって、丁寧に腰を据えた検討をする時間があるということだと思います。そのことを踏まえていただければと思います。

あと、庁舎のところの②で、民間資産の活用などを検討する必要があるというところなのですが、何

を指しているかわかりづらいところなのですけれども、私たちはこの委員会でも、再開発手法による建て替えには反対という意見を繰り返し述べさせていただきました。委員会としては、なかなか一致していない点なのかなと思います。

最後に、ふるさと納税のところですけれども、返礼品競争に参入すべきであるとの意見もありましたが、共産党としては、そうすべきではないということも言いましたし、本来の制度の趣旨を活かせるよう、仕組みを見直すような国への働きかけを進めてほしいということを求めましたので、この点も、委員会としてはなかなか一致していないのではないかと思います。これは意見です。

○中塚委員長

委員会の総意でつくっていきたいと思っておりますが、この際、繰り返しでも構いませんので、あえて強調したい点や、追加したい点などございましたら、お聞かせいただけたらと思いますが、何かございますでしょうか。

○渡部委員

この特定事件調査の中で、それぞれいろいろな意見というのが出てきたわけで、それはこの委員会の中で、さまざまな議論から生まれたところだと思います。ですから、報告を上げるときに、当然総意で委員会としての報告は出すにせよ、それぞれ各会派、個人からの意見というのは尊重されるべきなのでしょうから、特定会派から、これはだめとかというのではなくて、総合的に正副で判断をいただいて、つくっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○中塚委員長

しっかりと総合的に判断していきたいと思います。

他にはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中塚委員長

では、ありがとうございます。

それでは、ただいまのご意見を踏まえ、これまで出されました主な意見を参考に、3つの調査事項について、まとめを作成していきたいと思っております。まとめの案文につきましては、正副委員長で検討しまして、次回の委員会でお示ししたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、お手持ちの参考資料をもとに案文を作成したいと思っておりますが、万一追加したい項目がございましたら、会派で取りまとめの上、12月21日金曜日までに、事務局宛てに文書またはメール等でご提出いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって、行財政改革特別委員会を閉会いたします。

○午前11時42分閉会